

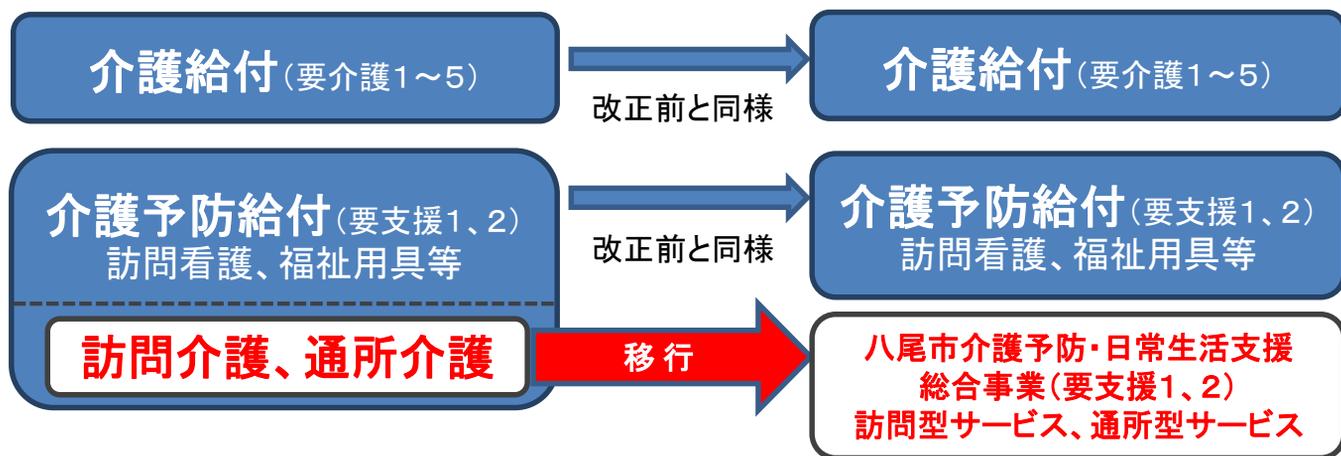
# 八尾市 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) のご案内

介護保険法改正により、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」が始まります

- ① 介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、  
介護予防通所介護は「通所型サービス」と名称が変わります。
- ② 多様な担い手による新しいサービスについて検討・整備を進めます。

※現在、要支援1～2で介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している人は、引き続き同じサービスを利用できます。

※「介護給付(要介護1～5)」と「介護予防給付(要支援1～2)のうち訪問看護、福祉用具等」に変更はありません。



事業名	内容	サービス費用	自己負担 ※所得によって異なります
訪問型サービス (現行の訪問介護相当)	現行の訪問介護と同じサービス。 ヘルパーによる身体介護と生活 援助を提供。	現行と変更ありません。	現行と変更ありません。
通所型サービス (現行の通所介護相当)	現行の通所介護と同じサービス。 デイサービスセンターで、専門職 による日常生活上の支援や機能 訓練、送迎を提供。		

# 介護サービスをはじめて利用するときの 利用の流れ

※ 現行の流れと変更ありません。

